

やむを得ない理由を記録する。

- ⑥ 身体拘束中は1週、身体拘束の早期解除に向けて、多職種によるカンファレンスを実施する。カンファレンスでは、やむを得ず身体拘束を行う「3要件」を踏まえ、継続の必要性を評価する。
- ⑦ 医師はカンファレンスの内容を踏まえて身体拘束の継続または解除の有無を指示する。
- ⑧ 身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。

6. この指針の閲覧について

当院での身体拘束最小化のための指針は当院マニュアルに綴り、従業員が閲覧可能とするほか、当院ホームページに掲載し、いつでも患者・家族等が閲覧できるようにします。

(附則) この指針は令和6年9月1日より施行する。

制定：令和6年9月1日